



平成 26 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 ミヨシ油脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀尾容造
(コード番号 4404 東証第 1 部)
問合せ先 取締役執行役員 山下史生
(TEL 03-3603-1111)

内部統制システム構築の基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システム構築の基本方針を一部改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を遵守する。また、「コンプライアンス規程」の運用等、各種制度を整備・確立し、取締役の法令違反行為を抑制・防止する。あわせて、取締役会については「取締役会規則」に則り、その適切な運営が確保されたなかで月 1 回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通と迅速な意思決定を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い各監査役の監査の対象になり、経営機能に対する監督強化を図る。

社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を断固拒絶し、不当要求等があった場合には、警察等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」に基づき管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にし、適切かつ確実に保存・管理する。また、セキュリティ防御により不正アクセスに対する電磁的情報の漏洩対策を施す。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

平時におけるリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理責任者を社長とするリスク管理委員会がリスク管理の主管部門となり、定期的なリスクの洗い出

し等、業務執行に係る個々のリスクを明確にし、リスク管理体制を構築する。また、不測の事態の発生等の有事の際には、「災害対策マニュアル」及び「ビジネス危機対策マニュアル」に従い、社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会をスリム化し、執行役員制度を導入して、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行機能・チェック機能の両機能を高めることとする。
- (2) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催する。なお、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役(常勤)、監査役によって構成される月2回の経営会議において議論を行い、その審議を経て意思決定を行うことにより、経営機能を一層有効に発揮する体制をとるものとする。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に則り、行うものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「ミヨシ油脂行動規範」及び「コンプライアンス規程」の定めにより、「コンプライアンスプログラム」に則り、運用する。その内容は社長を委員長とするコンプライアンス委員会を法令遵守の主管部門とし、コンプライアンス体制の整備及び充実を図ることとともに必要に応じ各部門にて研修を行う。
- (2) 法令その他コンプライアンス違反に関する事実についての通報相談窓口として、社外の弁護士を含め3ルートヘルプラインを運用する。
- (3) 内部監査部門の監査室が定期的に監査を実施する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、「ミヨシ油脂行動規範」並びに「コンプライアンスプログラム」をミヨシ油脂グループ会社全体に適用する。
- (2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に則り管理を行うものとし、定期的に子会社の業務報告会を実施する。
- (3) 監査役及び会計監査人の監査を通し、ミヨシ油脂グループ会社の業務の適正を確保する。また監査室が監査を実施し、内部統制の有効性と業務の効率性を確保する体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

8. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の人事に関しては、取締役からの独立を確保するため、取締役と監査役とが協議の上で決定する。なお、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行うことができるものとする。また、監査業務に関し、会計監査人及び顧問弁護士と定期的に会合をもつものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社及び子会社における内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

以 上